

# 津市消防本部事故防止対策委員会設置要綱

平成18年1月1日消防本部訓第9号

## (設置)

第1条 交通事故その他各種事故等の未然防止と、的確な対応を図るため、消防本部に津市消防本部事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究及び討議を行い、その結果を消防長に報告するとともに、平素の業務に反映させる。

- (1) 各種事故等の防止に関する総合的な研究及びその具体的な対策
- (2) 事故発生時の事故原因に対する研究
- (3) その他事故等の防止に必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、消防次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、消防総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、消防監の階級にある者の中から消防長が指名する者をもって充てる。

## (運営)

第4条 委員会の運営は、次によるものとする。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、議長として会議を総括する。
- (2) 委員会は、消防長が提案するテーマのほか、委員長が必要と認める事項について研究し、及び討議する。
- (3) 委員長は、研究及び討議の過程で必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (小委員会)

第5条 委員長は、必要に応じ小委員会を設置し、細部にわたる研究及び討議を行わせることができる。

- 2 小委員会の委員長は消防総務課長とし、委員は委員会の委員長が指名する。

3 小委員会の運営については、第4条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。